

高松市監査委員告示第27号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成17年11月18日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

平成17年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会教育部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度および平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
教育委員会 教育部	総務課 (新設統合校整備室) 学校教育課 社会教育課 (少年育成センター) (生涯学習センター) 人権教育課 市民スポーツ課 教育文化研究所 高松第一高等学校	平成16年度および平成17年4月1日から同年8月26日までの事務の執行および財務に関する事務の執行
		平成17年8月27日から同年11月4日まで

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、市立幼稚園の施設、防火管理および警備・安全管理について実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 時間外勤務命令の事務処理を適正にすべきもの

職員の時間外勤務等の取扱要領第9項では、時間外勤務等を命ぜられた職員は、勤務の開始・終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ、その確認の押印を受けるよう規定しており、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルの3では、確認者の指名とその確認者が確認印を押印することと規定しているにもかかわらず、総務課の休日・時間外勤務命令簿には、確認者の確認印が押印されていないものや、教育文化研究所の同命令簿には、確認者に指名されるべき職員以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているものが

見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき適正に事務処理を行われたい。

(総務課・教育文化研究所)

イ 補助金等交付に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者から提出された着手届および完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、第44回高松市中学校総合体育大会参加生徒輸送補助事業および第44回高松市民早朝野球大会補助事業に係る着手届および完了届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届および完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(学校教育課・市民スポーツ課)

ウ 業務委託に係る收受文書の事務処理を適正にすべきもの

受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、高松市教育情報通信ネットワークシステム保守業務委託ならびに高松第一高等学校インターネット等接続環境整備および保守業務委託に係る完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、完了届を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(教育文化研究所・高松第一高等学校)

エ 適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、高松市立一宮・檀紙・鬼無公民館庭園整備業務委託の支出負担行為伺決裁および平成16年度屋外夜間照明施設点検業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のも

のが用いられており、「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウト業務委託の支出負担行為伺決裁には、見積業者等一覧表が添付されていなかったため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。

(社会教育課・人権教育課・市民スポーツ課)

オ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

国および公共団体以外のものが提出する行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書の規定による公有財産管理者において必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、高松市総合体育館および高松第一高等学校連結館・食堂に係る使用許可申請書には、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にその根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、使用許可を行っている高松市立ヨット競技場および高松市西部運動センター第2グラウンドについては、行政財産使用許可台帳を調整していないので、同条第4項の規定に基づき、適正に調整されたい。

(市民スポーツ課・高松第一高等学校)

カ 行政財産目的外使用許可書を適正に交付すべきもの

学校施設の目的外使用に関する取扱要領第3項第4号では、使用料を徴収して使用を許可するときは、申請者が使用料を納入した後に、許可書を交付することと規定されているにもかかわらず、高松市立屋島中学校および高松市立勝賀中学校の屋内運動場の使用許可については、申請者が使用料を納付する前に、許可書を交付しているので、今後、同種の使用を許可する場合は、同規定に基づき適正に許可書を交付されたい。

(総務課)

キ 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

契約金額が130万円以下の工事について、監督員または検査員が

現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ，高松市職員服務規程第14条ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので，今後は，同規定に基づく決裁を受けられたい。

(総務課)

ク 更新後の産業廃棄物収集運搬業許可証等の写しを提出させるべきもの
グリストラップ清掃業務委託契約書第2条第4項では，受託者は，市に提出した産業廃棄物に関する事業範囲を証する許可証の写しの許可事項に変更があった場合には，変更後の許可証の写しを市に提出することと規定しているが，同契約締結何決裁には，受託者の産業廃棄物収集運搬業許可の有効期限が契約履行期間内で切れているにもかかわらず，同許可の更新がなされていることを証する書類が添付されていないので，今後，同様の業務を委託し，産業廃棄物収集運搬業等の許可有効期限が契約履行期間内で切れる場合には，受託者から更新後の許可を証する書類を提出させ，それを決裁に添付されたい。

(総務課)

ケ 前金払の根拠および理由を明記すべきもの

前金払することができる経費は高松市会計規則第81条第1項に列挙されており，前金払をする場合は，前金払をすることができる根拠および前金で支払をしなければならない理由を決裁に明記しなければならないにもかかわらず，高松市立山田学校給食共同調理場有線放送電話料の支出負担行為何決裁には，その根拠および理由が明記されていないので，今後は，前金払をすることができる根拠およびその理由を決裁に明記されたい。

(学校教育課)

コ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では，随意契約による場合においては，契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し，平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも，委託業務を発注する場合において

は、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、「市民のための同和問題読本」デザイン・レイアウト業務委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(人権教育課)

サ 行政財産の目的外使用許可何決裁の事務処理を適正に行うべきもの
高松市立ヨット競技場内における救助艇の常置に係る行政財産の目的外使用許可何決裁は、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項・別表第1管財および用品の表第2項および備考第3項ならびに高松市教育委員会処務規程第2条の規定に基づく、教育長までの決裁を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に行われたい。

(市民スポーツ課)

シ 使用公有財産返還届を提出させるべきもの

高松市公有財産取扱規則第35条では、公有財産管理者は、公有財産の使用または貸付期間満了のとき、もしくは使用の取消または契約解除のときには、使用者または借受人に使用(借受)公有財産返還届を提出させなければならないと規定されているが、高松第一高等学校の敷地内に設置されていた有線電話柱は、既に撤去されているにもかかわらず、使用者から使用公有財産返還届を提出させていないので、同規定に基づき、使用者から同返還届を提出させるとともに、行政財産使用許可台帳の整理を行われたい。

(高松第一高等学校)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 防災訓練等の記録作成について

市立幼稚園では、防火・地震・不審者侵入対策訓練が適正に実施されており、これらの訓練終了後には、反省会を開き、問題点を抽出し、そ

の改善策を検討するなど，次回の訓練が，より一層，効果的なものとなるよう努めているが，訓練や反省会の記録を作成していないため，問題点が改善されているかどうかを客観的に把握し難い施設が見受けられたので，今後は，的確に訓練の効果を検証できるよう，記録の作成を指導されたい。

（学校教育課）

(2) 防火設備の自主点検に伴う記録作成について

市立幼稚園では，消防計画等の規定に基づく防火設備の自主点検が実施されており，その結果については，施設の安全点検記録簿に自主点検の結果を記載する項目を設けて記録している施設が大半を占めているものの，その項目を設けていない施設や，自主点検記録簿を作成していない施設が見受けられたので，今後は，自主点検の結果が明確になるよう，安全点検記録簿に防火設備の自主点検項目を追加するなど，記録の作成を指導されたい。

（学校教育課）

(3) 高等学校等入学準備金貸付償還金の収納対策等について

高等学校等入学準備金貸付償還金の収入未済額については，連帯保証人への連絡，納入通知書の再発行，督促状の発送などの収納対策を講じているものの，年々増加しており，抜本的な解消には至っていないので，今後，分割納付による収納など実効性のある収納対策を図り，適正な債権管理に努められたい。

（学校教育課）

(4) 施設の利用促進について

平成16年度の高松市生涯学習センターにおける施設全体の月平均利用率に比べ，音楽室・工作室など一部の施設では，その利用率を下回っているものが見受けられるので，今後は，施設の特性を生かした講座等の開催をはじめ，一層PRを図るなど，施設の利用率向上に努められたい。

（生涯学習センター）

(5) 補助金交付事務の適正化について

平成16年度高松市小学校人権・同和教育研究会事業補助金に係る補助金等交付申請書に添付されている収支予算書および補助事業等実績報告書に添付されている収支決算書の支出区分欄には、調査・研究費、事務局費等の記載しかなく、それら経費の具体的内容が明記されていないので、今後は、高松市補助金等交付規則などの関係諸規定に基づき、補助金交付申請者に対し、申請書等に経費の具体的内容を記載するよう指導するとともに、交付決定審査および執行状況確認の適正化に努められたい。

(人権教育課)

第2 今回の監査の結果を踏まえての監査委員の総括的意見等

時間外勤務命令に係る事務処理の適正化について

時間外勤務命令の事務処理については、平成15年度の都市開発部の定期監査結果における総括的意見でも述べたところであるが、前回の教育委員会文化部および今回の教育委員会教育部の定期監査でも、職員の時間外勤務等の取扱要領や休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づく事務処理に適正性を欠く事例が見受けられた。

職員の服務に関する事務を所掌する課にあっては、このような事実を踏まえ、事務が適正に行われるよう全庁的な周知・徹底を図るとともに、適宜、選択した部局に対し、月例報告に併せて休日・時間外勤務命令簿の提出を求め、その事務処理状況を確認し、必要に応じて指導を行うなど、適正性の確保に努められたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 物品供給(製造)等の契約の遅延利息を適正な率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条の遅延利息の率が平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、グランドピアノおよびアップライトピアノの物品供給(製造)契約書ならびにスタインウェイピアノ調律単価契約の請書の条項の

うち，違約金等遅延利息の条項の率が変更前のもので約定されているので，今後，これらの契約と同種の契約をしようとする場合は，同規定に基づき，適正な率で契約されたい。

(2) 措置された内容

ア （措置通知日 平成17年8月24日）

グランドピアノの物品供給（製造）契約書およびスタインウェイピアノ調律単価契約の請書の違約金等遅延利息の条項の遅延利息の率について，平成16年度から高松市契約規則第35条の規定に基づき，年3.6パーセントに改めた。

（教育委員会教育部高松第一高等学校）

イ （措置通知日 平成17年9月6日）

物品供給（製造）等の契約の遅延利息の率については，平成16年度契約分から，規定に基づき，3.6パーセントに変更した。

（教育委員会教育部総務課）

2 事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市生涯学習情報システムおよび高松市公共施設利用総合情報システムの電子計算機およびプログラム・プロダクトの保守業務委託ならびに高松第一高等学校職員室等コンピューター機器賃貸借の契約内容は，個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず，その契約書には，受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので，今後，これらの契約を締結しようとする場合には，「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき，個人情報が適正に取り扱われるよう，契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年8月24日）

高松市第一高等学校職員室等コンピューター機器賃貸借契約の個人情報の取扱いについては，平成11年3月の総務部庶務課から周知のあった「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意

事項等」に基づき，平成16年度からその契約書に受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を盛り込んだ。

(教育委員会教育部高松第一高等学校)

3 見積徴取伺決裁等の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

マルチメディア教室コンピューター機器の賃貸借ほか3件の見積徴取伺決裁において，随意契約，契約保証金または連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているものなどが見受けられたので，今後，これらの契約事務を執行するに当たっては，決裁に正当な根拠規定を記載するなど，地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年8月24日)

マルチメディア教室コンピューター機器設置事業の実施に伴う見積徴取伺決裁については，平成17年度から随意契約により一者と契約締結する根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第4号から同施行令同条同項第2号に改め，契約保証金の免除に係る根拠規定を高松市契約規則第24条第5号および第6号から同規則同条第3号に改め，契約書の当事者(市)の住所を高松市番町一丁目5番10号から高松市番町一丁目8番15号に改めた。

普通教室・特別教室コンピューター機器の賃貸借契約書については，平成17年度から契約書の当事者(市)の住所を高松市番町一丁目5番10号から高松市番町一丁目8番15号に改めた。

パソコン教室・職員室等コンピューター機器賃貸借の実施に伴う見積徴取伺決裁については，平成16年度から随意契約の根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第4号から同施行令同条同項第2号に改め，契約保証金の免除に係る根拠規定を高松市契約規則第24条第5号および第6号から同規則同条第6号に改めた。

音楽棟エレベータ設備保守点検業務委託の実施に伴う見積徴取伺決裁については，平成16年度から連帯保証人を立てさせない根拠規定を高

松市契約規則第26条第2項から同規則同条第1項第5号に改めた。

(教育委員会教育部高松第一高等学校)

4 地区民生委員推薦準備会事業交付金に係る実績確認を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度地区民生委員推薦準備会事業交付金に係る補助事業等実績報告書には、その関係資料として、収支決算書が添付されているものの、交付の対象となっていた事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類の添付がなく、事業の実績を明確に把握できない事務処理になっているので、今後は、交付金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則第8条その他の関係諸規定に基づき、各地区民生委員推薦準備会に対し、事業内容の具体的な実績を示した書類その他の実績報告書を提出させるよう指導するとともに、これらの関係書類により交付金交付対象事業の実績確認を適正に行われたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年8月25日)

平成17年度より、地区民生委員推薦準備会事業に係る補助事業等実績報告書の提出に際しては、収支決算書のほか、推薦準備会会議の具体的な結果を示した民生委員推薦準備会会議録の添付を求め、これにより事業の実績確認を行った。

(健康福祉部健康福祉総務課)

5 高松市総合福祉会館管理運営委託の契約形式を改めるべきもの

(1) 改善を要する事項

地方自治法第234条の3および高松市契約規則第4条では、翌年度以降にわたる契約(長期継続契約)は、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借り入れる契約に限られ、それ以外のものは、継続費、繰越明許費、事故繰越および債務負担行為に属するものでなければ契約を締結することができないと規定されているにもかかわらず、高松市総合福祉会館管理運営委託契約は、平成5年4月1日に契約を締結し、当該契約書に契約の自動更新条項を

設け，翌年度以降にわたる自動更新契約としており，形式的には長期継続契約に該当しないものの，地方自治法第234条の3の規定の趣旨に照らすと，その適法性や相当性に疑義のある契約形式となっているので，今後，契約を締結しようとする場合には，これらの規定の趣旨を踏まえ，これまでの自動更新契約によることなく，単年度契約の形式による契約に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年8月25日）

平成17年度の高松市総合福祉会館管理運営の委託契約は，単年度契約の形式に改めた。

（健康福祉部健康福祉総務課）

6 行政財産の管理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

行政財産である高松市総合福祉会館内には，高松市老人クラブ連合会，財団法人高松市身体障害者協会，高松市ボランティア協会および高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場の事務室が設置されているにもかかわらず，高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま，会館施設を使用させているので，今後は，これらの団体から行政財産使用許可申請書を提出させ，その使用許可を行うなど，同規則等に定める関係諸規定に基づき，行政財産の管理を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年8月25日）

高松市老人クラブ連合会，財団法人高松市身体障害者協会，高松市ボランティア協会および高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場の事務所については，平成17年度に行政財産使用許可申請書の提出を求め，使用許可を行った。

（健康福祉部健康福祉総務課）

7 行政財産の目的外使用許可伺決裁の事務処理を適正に行なうべきもの

(1) 改善を要する事項

前田小学校内における防犯灯柱の設置および川島集会所内における第一種電気通信事業用ケーブル布設の行政財産の目的外使用許可伺決裁では、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号ならびに高松市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項等の規定に基づいた事務処理がされていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの規定に基づき、適正に行われたい。

(2) 措置された内容

ア (措置通知日 平成17年9月6日)

行政財産の目的外使用許可伺決裁の事務処理については、平成16年度から、規定に基づき財産活用課(管財課)の審査および決裁区分等を適正に行うよう改善した。

(教育委員会教育部総務課)

イ (措置通知日 平成17年9月6日)

行政財産の目的外使用許可伺決裁の事務処理については、高松市事務決裁規程等に基づき、財産活用課(管財課)の審査および決裁区分等を適正に行うよう改めた。

(教育委員会教育部社会教育課)

8 遊具体育器具設備保守点検業務委託の履行確認等を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

遊具体育器具設備保守点検業務委託契約書の仕様書では、受託者は、点検業務後の事故発生に備えて、損害賠償責任保険に加入するものと定められているが、受託者から提出された業務完了届には、損害賠償責任保険に加入したことを証する証書類の写しの添付がなく、適正な履行確認ができていないので、今後は、受託者に対し、証書類の写しを提出させるよう指導するとともに、これにより履行確認を行うなど、高松市契約規則第30条第1項の検査を適正にされたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年9月6日)

遊具体育器具設備保守点検業務委託の履行確認については、平成17年度から、契約業者から損害賠償責任保険の証書の写しを提出させると

ともに契約書に定めた。

(教育委員会教育部総務課)

9 業務委託契約の仕様書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市知的障害者青年教室テーブルマナー講習業務委託に伴う支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されておらず、また、地区公民館消防用設備保守点検業務委託に伴う支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されているものの、保守点検の対象となっている火災報知器などの消防用設備の具体的な種別およびその数量に関する事項の記載がなく、委託業務の範囲が明確に示されていないので、今後、これらの業務委託契約を締結しようとする場合には、高松市契約規則第18条第2項の規定等に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年9月6日)

高松市知的障害者青年教室テーブルマナー講習業務および地区公民館消防用設備保守点検業務の委託契約の事務処理については、高松市契約規則等の規定に基づき、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、仕様書を作成した。

(教育委員会教育部社会教育課)

10 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて(通知)」でも、委託業務を発注する場合においては、業務範囲の特定を行なうために、仕様書を作成することを定めているが、高松市美術館屋上害虫防除作業委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の

積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規則等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月8日）

高松市美術館屋上害虫防除作業委託業務については、平成17年度から仕様書を作成し、決裁に添付した。

（教育委員会文化部美術館美術課）

11 適正な見積業者等一覧表を使用すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改正されているにもかかわらず、高松市美術館講堂映像・音響設備保守点検業務委託の支出負担行為伺決裁では、改正前の見積業者等一覧表が用いられていたため、今後は、適正な見積業者等一覧表により事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月8日）

改正後の見積業者等一覧表を作成し、高松市美術館講堂映像・音響設備保守点検業務委託の支出負担行為伺決裁に添付するとともに、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付するよう、職員に対し、周知徹底を図った。

（教育委員会文化部美術館美術課）

12 備品の受入処理をすべきもの

(1) 改善を要する事項

備品管理状況の適正性について実地監査を行ったところ、備品現在高報告書に記載されている映画フィルム以外に、寄贈を受けた映画フィルムが1巻（16mm、56分）保管されていたため、高松市物品会計規則第23条の規定に基づき寄附採納の手続を行うなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月8日）

受入処理がなされていなかった映画フィルムについては、高松市物品会計規則第23条の規定に基づき、平成17年6月23日付けで寄附採納の手続を行った。

（教育委員会文化部美術館美術課）

13 行政財産の目的外使用許可を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

東消防署の敷地内に設置されている有線放送柱1本は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定による行政財産の目的外使用許可をしないまま設置させているので、同規定に基づき、設置者から行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可を行うなど、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月9日）

東消防署敷地内に設置されている有線放送柱1本については、平成17年7月22日に撤去させた。

（消防局総務課）

14 公有財産台帳副本の附属図面を備えるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市公有財産事務取扱規則第20条では、公有財産台帳副本の附属図面として、土地については更正図写または実測図、建物については平面図を備えることと規定されているにもかかわらず、山田分団第4部消防屯所および一宮分団第1部消防屯所については、これら附属図面がいずれも備えられておらず、また、山田分団第2部消防屯所については、更正図写は備えられているものの平面図が備えられていなかったため、今後は、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月9日）

公有財産台帳の副本の附属図面については、山田分団第4部消防屯所および一宮分団第1部消防屯所における土地更生図写および建物平面図

を作成し，また，山田分団第 2 部消防屯所における建物平面図を作成するとともに，そのほか消防局が所有するすべての建物の平面図を作成した。

（消防局総務課）

15 時間外勤務命令の事務処理の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

職員の時間外勤務等の取扱要領第 9 条では，時間外勤務等を命ぜられた職員は，勤務の開始・終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ，その確認の押印を受けるよう規定しており，休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアル の 3 では，確認者の指名とその確認者が確認印を押印することを規定しているが，歴史資料館の平成 16 年 10 月分の時間外勤務命令簿には，確認者に指名されるべき職員以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているものが見受けられたので，今後は，これらの規定に基づき適正に事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成 17 年 9 月 9 日）

時間外勤務命令については，平成 17 年度から休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアル の 3 に基づき，確認者に指名されるべき職員が確認印を押印するよう改めた。

（教育委員会文化部歴史資料館）

16 備品の表示を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

歴史資料館が保管している備品であるカーペットには，市の備品であることの表示がされていなかったもので，高松市物品会計規則第 30 条の規定に基づき，備品シールを貼付するか，貼付できない場合には，備品シール整理簿に貼付し，適正な管理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成 17 年 9 月 9 日）

高松市物品会計規則第 30 条の規定に基づき，備品シール整理簿を作成し，カーペットの適正管理を行った。

17 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

補助金等の交付申請者および業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届ならびに補助事業等実績報告書の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、高松市芸術文化活動補助金交付事業、高松市図書館電子計算機保守業務委託および菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託に係る着手届および完了届ならびに菊池寛顕彰会事業補助金交付に係る補助事業等実績報告書は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、これらの文書を受理したときは、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容

ア (措置通知日 平成17年9月21日)

高松市芸術文化活動補助金交付事業の着手届および完了届については、平成17年度事業分から、決裁を受けることとし、適正に事務処理を行った。

(教育委員会文化部文化振興課)

イ (措置通知日 平成17年9月27日)

補助金等の交付申請者および業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届ならびに補助事業等実績報告書の受理に係る事務処理の取扱いについては、平成17年度から高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者(館長)までの決裁を受けるよう改めた。

(教育委員会文化部菊池寛記念館)

18 業務実施委託に係る仕様書を適正に作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成16年度第1回知って貰おう高松講座に係る事業実施委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されているものの、その支出方法の項目に支払金額が記載されており、仕様書として不適切な事務処理となっているので、今後は、当該項目には支出方法のみを記載した、適正な仕様書を作成されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月21日）

知って貰おう高松講座の業務委託仕様書については、平成17年度の業務委託分から、支出方法の項目を「完了払い」とのみ表記し、適正な事務処理を行った。

（教育委員会文化部文化振興課）

19 補助金交付事務を適正に処理すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市補助金等交付規則第7条では、申請者は、補助金等交付申請書に添付する収支予算書に変更があるときは、速やかに補助金等変更交付申請書により承認を受け、市長は、補助金等変更交付決定通知により、その決定の内容等を申請者に通知することを規定しているほか、同規則第6条では、申請者は補助事業等に着手したときは、直ちに着手届を提出しなければならないと規定しているにもかかわらず、高松市芸術文化活動補助金交付事業において、補助事業の実施後に補助金等変更交付決定通知が行われているものや着手届が提出されているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、補助金交付事務を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月21日）

高松市芸術文化活動補助金交付事業の補助金等変更交付決定通知や着手届の受理については、平成17年度事業分から、事業実施前に完了するよう指導し、適正に事務処理を行った。

（教育委員会文化部文化振興課）

20 適正な契約書で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度高松市震災対策総合訓練会場設営委託契約の契約書は、各種土木・建築等の工事請負に関する条項を定めた工事請負契約書のひな形様式を用いて約定されているため、工程表の作成および工事監督員に関する条項が盛り込まれているなど、訓練会場の設営業務を内容とした委託契約の契約書として、適当ではないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託業務の内容に合致する契約条項が定められた契約書により約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月26日）

高松市震災対策総合訓練会場設営委託契約については、平成17年度から委託業務の内容に合致する契約条項が定められた契約書により約定した。

（総務部庶務課）

21 物品の貸付を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

市民文化センターで保管している備品のうち、写真撮影用カメラ5台については、高松市物品会計規則第47条の規定による物品の貸付における承認を受けずに、市民文化センターが開講することも教室の受講者に貸し付けられていたので、今後は、同規定に基づき、承認を受け、物品預り証を徴したのち引渡すなど、物品の貸付を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月27日）

物品の貸付については、平成17年7月29日付けで、高松市物品会計規則第47条の規定による物品の貸付における承認を受け、物品預り証を徴するものとし、適正に行うこととした。

（教育委員会文化部市民文化センター）

22 完了届を提出させるべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約事務処理要綱第83条第1項では、契約者は工事等が完了したときは書面により、検収員を経由して遅滞なく市長に届け出なければならないと規定されているにもかかわらず、菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託については、年2回の点検業務のうち、第1回目の同業務終了に伴う完了届が提出されないまま、検収を行っていたので、今後は、業務完了の都度、同規定に基づき完了届を提出させるよう受託者を指導するとともに、それに基づき検収されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月27日）

菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託については、平成17年度から高松市契約事務処理要綱第83条第1項に基づき、業務完了の都度、受託者に完了届を提出するよう指導し、その完了届に基づき検収するよう改めた。

（教育委員会文化部菊池寛記念館）

23 備品の表示を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

南消防署円座出張所で保管している備品のうち、黒板、心電図伝送装置、消火器および耐熱服には、市の備品であることの表示がされていないので、高松市物品会計規則第30条の規定により、備品シールを貼付するか、貼付できない場合には、備品シール整理簿に貼付して、適正な管理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月27日）

南消防署円座出張所で保管している備品のうち、黒板、心電図伝送装置、消火器および耐熱服に、高松市物品会計規則第30条の規定による備品シールを貼付した。

（南消防署）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 留守家庭児童会での余裕教室の活用について

(1) 意見を付した事項

高松市留守家庭児童会の開設教室については、平成11年度以降、3校区で、業者から賃借したプレハブ教室による使用から小学校の余裕教室による使用に移行しているが、今後とも、経費節減および施設の有効利用を図るため、各校区の児童数の推移や教室の利用状況等を見据えて、積極的に余裕教室を活用されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月6日）

留守家庭児童会での教室については、経費節減および施設の有効利用を図るため、平成16年度に一宮校区、平成17年度に三溪校区および川添校区において、余裕教室を活用し整備した。

（教育委員会教育部社会教育課）

2 補助金交付団体の認定について

(1) 意見を付した事項

高松市芸術文化活動補助金の交付対象となる団体については、同補助金交付要綱第2条において、その要件が規定されているが、申請者から提出された補助金等交付申請書の添付書類だけでは、当該団体が同要綱に規定する要件を満たすことの確認が十分に行われているかどうか不明瞭な事例が見受けられたので、今後は、これらの要件を客観的に確認できるよう、補助金交付申請の際に、当該団体の活動実績等を記載した書類を提出させるなど、確認方法の見直しを図られたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月21日）

申請団体が高松市芸術文化活動補助金交付要綱に定める要件を満たすかどうかを客観的に確認できるよう、平成17年度から、団体規約等に加え、過去1年間の活動実績等を記載した書類の提出を義務づけ、適正に事務処理を行った。

（教育委員会文化部文化振興課）

3 こども教室における材料費の取扱いについて

(1) 意見を付した事項

市民文化センターが開講しているこども教室で使用する材料等は、各

こども教室の講師がまとめて購入しているものであるが、その材料費は、職員が公金である受講料と併せて受領しているほか、各講師に受渡すまでの間、公金とともに一時保管するなど、妥当性を欠く事務処理となっているので、今後は、同材料費の取扱方法を見直されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年9月27日）

こども教室における材料費については、平成17年度夏休みこども教室開催分から、講師が直接徴収することとした。

（教育委員会文化部市民文化センター）

第5 前回までの監査で付した監査委員の総括的意見に対する措置内容等
適正な事務処理体制の確立について

(1) 意見を付した事項

今回の文化部の定期監査において、契約事務、補助金等交付事務、公有財産および物品の管理事務等に係る事務処理に適正性を欠くものが見受けられた。

事務処理の適正性の確保については、平成15年度の産業部の定期監査結果における総括的意見でも述べたところであるが、改善を要する事項については、単に誤りを是正するだけでなく、再発防止の観点から、その原因を掘り下げることにより、関係諸規定の理解を深め遵守を図るための研修・指導の充実、課内の審査体制や処理手順の再確認、庁内LANを活用した諸規程や通知等の体系的な保存・管理、誤りを未然に防ぐための帳票類の改正等の必要な対応を積極的に進めるとともに、事務の効率化や簡素化の観点からも事務改善に取り組むなど、適正な事務処理体制の確立に、より一層努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年8月23日）

適正な事務処理体制の確立については、平成17年8月22日付けで、諸規程や通知等の体系的な保存・管理場所としてグループウェアのデータ書庫を活用するよう、全庁的に通知した。

（総務部情報システム課）